

令和4年度第19回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和5年1月6日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線5673〕

① 件名			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る認定申請手数料の見直しについて			
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）			
<p>【背景】 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が公布、施行され、併せて示された告示により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による認定申請（以下「省エネ建築物の認定申請」という。）について、新たに誘導仕様基準による申請が可能になった。</p> <p>【目的】 改正規則に基づき、石巻市手数料条例の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行う。</p>			
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性			
<p>【根拠法令】 石巻市手数料条例（平成17年条例第65号） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年省令第1号） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年省令第2号） 国土交通省令告示（令和4年第1106号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>			
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）			
令和4年11月 改正規則公布・施行			
⑤ 主な内容			
住宅部分等の認定申請について、新たに誘導仕様基準による申請が可能となったため、手数料を新たに定めるもの。 ※1 詳細は、別紙参照 ※2 誘導仕様基準とは、外壁や屋根、建築設備の仕様について、定められた基準を満たすことで省エネ計算によらず、誘導基準を満たすことができるもの。			
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
<p>【影響・効果】 申請区分に応じて、適切な手数料を徴収することができる。</p> <p>（認定による効果） 住宅ローン減税の優遇、容積率の緩和</p>			
⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
【宮城県内の特定行政庁の施行状況】			
宮城県、仙台市、大崎市、塩竈市 令和5年第1回定例会にて提案（令和5年4月1日施行予定）			
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日			
令和5年2月 市議会第1回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和5年4月1日）			
⑨ その他			
◇申請件数			
	令和4年度(12月時点)	令和3年度	令和2年度
省エネ建築物の認定申請	2件	7件	0件
※全て、一戸建て住宅の申請である。			